

副市長に角田道治氏

市議会3月定例会で、副市長に角田道治氏が選任され、4月1日付けで就任しました。



角田道治 副市長

【略歴】

昭和50年4月、八日市場市職員として奉職。八日市場市市長公室長、匝瑳市秘書課長、総務課長を歴任し、平成24年3月31日付けで退職。

教育委員長選出



川内恵美子 教育委員長

平成24年3月29日の臨時教育委員会で教育委員の互選により川内恵美子氏が教育委員長に選出されました。

民生委員 児童委員紹介

民生委員児童委員は、市民の立場に立って、児童・母子・障害者・老人問題など社会福祉全般にわたって相談に応じます。相談内容は、法律で守られていますので安心してご相談ください。また、担当区域が決まっていますので、下記までお問い合わせください。

☎福祉課福祉班 ☎73-0096

地区	氏名	電話	担当区域
匝瑳 吉田 飯高	関 春男	73-3637	中台・松山
	萩原謙一	73-4112	新町・城・新田・栄

(敬称略)

皆さんのご意見をお寄せください

市長への手紙・まちづくり座談会

◆市長への手紙

市長への手紙は、「市民が主役のまちづくり」を推進するため、誰もが、いつでも市長に対し、意見や要望を提案できるように設けたものです。

提出方法は、左ページにある「市長への手紙」専用の用紙を切り取り、必要事項を記入の上、郵送するか、市役所、野栄総合支所および公民館に設置してある「まちづくり意見箱」に投函してください。専用の用紙以外のはがきや封書でも受け付けます(必ず「市長への手紙」と明記すること)。寄せられたご提案などは、広報紙やホームページなどで公開します。その場合「匝瑳市個人情報保護条例」の規定に従い氏名・住所・電話番号など個人のプライバシーを侵害する恐れのある情報を除いて公開することとします。

なお、回答が必要な人は、必ず住所・氏名などをご記入ください。また、ご意見などは市政に関する内容に限らせていただくとともに、次のような場合には回答いたしませんので、ご注意ください。

- ①匿名や住所・電話番号など必要事項が記入されていないもの、または虚偽と思われるもの。
- ②特定の個人や団体を誹謗、中傷するもの。
- ③営利を目的にしていると思われるもの。
- ④「市長への手紙」などの趣旨から外れ、意味や意図が不明なもの。

◆まちづくり座談会

まちづくり座談会(以下、「座談会」)は、市民の皆さんのご意見や提言などを行政に反映させる

ため、少人数で開催する座談会に市長が出席し、まちづくりに関するご意見や提言について直接伺うものです。

【座談会を開催するには】

- ①座談会を開催できるのは、地区コミュニティ組織または市内を活動拠点とする各種団体、グループ(政治団体、宗教団体を除く)とします。
- ②座談会は原則10人以上の参加者で開催します。
- ③座談会はテーマを決めて、テーマに沿ってまちづくりに関する意見交換をします。単なる要望や苦情相談はいたしません。

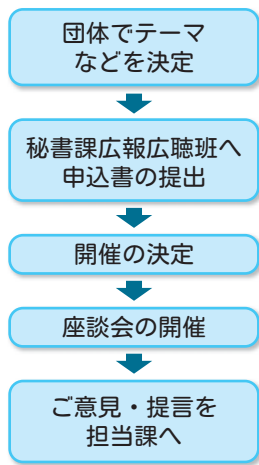
(テーマ例：環境問題への提言について、障害者福祉の取り組みについて、子育て支援事業についてなど、市全体のまちづくりに関すること)

④開催日時については、平日10時から21時まで、土・日曜日は10時から17時までの2時間以内とします。なお、公務により希望に沿えない場合があります。

詳細については、市ホームページまたは左記までお問い合わせください。

☎秘書課広報広聴班 ☎73・0080

座談会の流れ



※開催希望日の1か月前までにお申し込みください。



2 8 9 2 1 9 0

(注：料金受取人支払専用番号)

料金受取人私郵便

八田市場支店承認

349号

差出有効期間
平成26年 4月
30日まで

〔切手を貼らず
にお出しくだ
さい〕

匠 瑛 市 長

匠 瑛 市 役 所 内

匠 瑛 市 八 日 市 場 八 七 九 三 番 地 二

行

市長への手紙



太田市長

お寄せください あなたの提言

「市長への手紙」は、“市民が主役のまちづくり”を推進するため、誰もが、いつでも市長に対し、意見や要望を提案できるよう設けたものです。

お近くの郵便ポストまたは市役所、野栄総合支所、公民館のご意見箱にご投函ください。

市政に対し、日ごろから考えていることや気が付かれたことなど、お気軽にお寄せください。

☎ 秘書課広報聴班 ☎ 73-0080 (直通)

皆さんから寄せられたご意見の内容によっては、市の回答と併せて、市ホームページや広報紙に掲載させていただくこともあります。

きりとり線

おり線

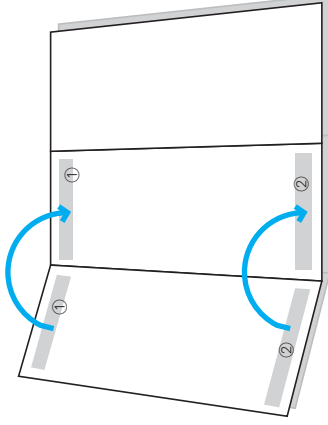
の り し ろ ⑤

おり線

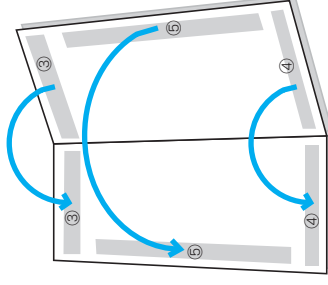
の り し ろ ③

この用紙の使い方

● ① ② ③ ④ ⑤
● ① ② ③ ④ ⑤
● ① ② ③ ④ ⑤



● ① ② ③ ④ ⑤
● ① ② ③ ④ ⑤



※ ① ② ③ ④ ⑤
※ ① ② ③ ④ ⑤

の り し ろ ④